

高山市水道水源保全条例

(目的)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号）第2条第1項の規定に基づき、水道水源（以下「水源」という。）の水質の汚濁を防止し、安全で良質な水及びその水量を確保するため、その水源の保全を図り、清浄で豊かな水道水を現在及び将来にわたって市民が享受できることを目的とする。

(基本理念)

第2条 市、市民及び事業者は、地表水及び地下水がともに一体となって循環する市民共有の貴重な財産であることを認識し、この水源を相互の信頼と理解のもとに守り、育み、活かすと同時に将来に引き継ぐため、協働して保全を図らなければならない。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人をいう。
- (2) 事業者 事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) 地表水 河川、湖沼、沼、貯水池その他の陸地表面に存在する水をいう。
- (4) 地下水 井戸水、湧水、伏流水その他の地表面下に存在する水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権に基づいて採掘する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。）をいう。
- (5) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域（ただし、農業集落排水処理施設を除く。）をいう。
- (6) 取水地点 水源として地表水又は地下水を取水する箇所をいう。
- (7) 平衡水位 人為的に変化させた水位の変動が停止した水位をいう。

(市の責務)

第4条 市長は、水源の水質及び水量を保全するため、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、水源の保全に対する市民及び事業者の理解を促進するため、啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、自ら水源の保全に努めるとともに、市が行う水源の保全に係る施策に協力しなければならない。

(高山市水源地域保全審議会)

第6条 水源の保全を図り、水道事業を円滑に推進するため、高山市水源地域保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、調査及び審議する。

(1) 次条に規定する水源地域の指定、区域の変更及び指定の解除に関すること。

(2) 第14条第1項に規定する助言又は指導に関すること。

(3) 第16条に規定する勧告に関すること。

(4) 水源の保全に関すること。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 特別の事項を調査及び審議するために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 委員及び臨時委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

(1) 水源の保全に関する識見を有する者その他学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の行政職員

6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 臨時委員は、特別の事項に関する調査及び審議を終了したときは、退任するものとする。

8 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(水源地域の指定等)

第7条 市長は、取水地点及びその周辺の区域であつて、水源のため特に保全対策が必要であると認める区域を水源地域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、水源地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ20日以上を定め、当該地域を示す図書を縦覧に供しなければならない。この場合において、市長は、縦覧の場所及び期間を縦覧の7日前までに告示しなければならない。

4 土地の所有者、その他の水源地域の指定に関し利害関係を有する者は、縦覧期間中に市長に対して意見を述べることができる。

5 市長は、水源地域を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

6 市長は、第1項の規定により、水源地域の指定をしたときは、その旨を直ちに告示するものとする。

7 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第3項から前項までの規定は、水源地域の区域の変更及び指定の解除について準用する。

(届出)

第8条 水源地域内において次に掲げる行為を行うものは、当該行為を行う前に取水又は排水に関する計画を市長に届出なければならない。

(1) 家庭用水以外の目的（取水目的が家庭用水であっても複数戸分をまとめて取水する場合を含む。）での地表水及び地下水の取水（河川法（昭和39年法律第167号）又は高山市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年高山市条例第9号）により流水の占用許可又は流水の使用許可を受けている者の行為を除く。以下「取水行為」という。）

- (2) 水質汚濁防止法第2条に規定する特定施設若しくは有害物質使用特定施設又は岐阜県公害防止条例（昭和43年岐阜県条例第35号）第33条に規定する特定施設からの公共用水域又は地下への排水（以下「排水行為」という。）

第9条 取水行為のうち、井戸を利用して地下水の取水を行うものは、前条の規定による届出に併せて井戸の設置（変更及び廃止を含む。）に関する届出を市長に提出しなければならない。

（報告）

第10条 取水行為を行うもの（以下「取水行為者」という。）は、次に掲げる事項について、市長に報告を行わなければならない。

- (1) 毎月の取水量
- (2) 井戸を利用して地下水を取水する場合で、地下水の水位が確認できる場合は、毎月の地下水の平衡水位

第11条 排水行為を行うもの（以下「排水行為者」という。）は、次に掲げる事項について、市長に報告を行わなければならない。

- (1) 毎月の排水量
- (2) 毎年の排水の水質試験の結果

（取水行為者等の遵守事項）

第12条 取水行為者及び排水行為者（以下「取水行為者等」という。）は、水道が市民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであることを理解し、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 水源への影響が懸念されるような取水行為又は排水行為を行わないこと。
- (2) 地下水を水源とする水源地域内において公共用水域又は地下に排水する場合は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の達成に努めること。この場合において、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満の施設においても環境基準の達成に努めること。
- (3) 地表水を水源とする水源地域内において公共用水域又は地下に排水する場合は、水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準（以下「排水基準」という。）を遵守すること。この場合において、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満の施設においても排水基準を遵守すること。

（水源地域の監視）

第13条 市長は、第10条の規定により、取水行為者から報告される取水量及び地下水の平衡水位を蓄積し、水源地域における地下水の増減を監視しなければならない。

2 市長は、第11条の規定により、排水行為者から報告される排水量及び水質試験の結果を公表し、市民とともに水源の汚染及び汚濁の発生について監視を行わなければならない。

（立入調査等）

第14条 市長は、取水行為者等に対して、第12条に規定する遵守事項に関すること及び取水行為者等より提出された報告内容その他水源地域の保全に関し配慮すべき事項について、必要に応じて立入調査又は審議会の意見を聴いて助言若しくは指導を行うことができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協定締結)

第15条 取水行為者等は、水源の保全のため必要な事項である第8条から第12条まで及び前条第1項の規定を内容とした、水源保全に関する協定を市長と締結しなければならない。

(勧告)

第16条 市長は、取水行為者等が第8条から第11条まで及び前条の規定に違反した場合又は第14条第1項に規定する助言若しくは指導に従わなかった場合は、審議会の意見を聴いて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第17条 市長は、正当な理由がなく前条に規定する勧告に従わないものがあるときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定するものの意見を聴かななければならない。

(適用除外)

第18条 第11条の規定は、国及び地方公共団体が排水行為者である場合は適用しない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条から第18条まで及び附則第3項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 水源地域に指定される以前より第8条に規定する行為を水源地域内で行っているものは、当該地域が水源地域となった日から60日以内に、同条及び第9条の規定に基づき届出をしなければならない。

(高山市水源保全に関する条例の廃止)

3 高山市水源保全に関する条例（平成16年高山市条例第46号）は、廃止する。

(高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年高山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第2条、第6条関係)			別表(第2条、第6条関係)		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員長から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分(略)		高山市職員の旅費に関する条例(昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。)に規定する市長等の旅費額に相当する額	教育委員会委員長から固定資産評価審査委員会委員までに係る部分(略)		高山市職員の旅費に関する条例(昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。)に規定する市長等の旅費額に相当する額
地域審議会委員～国民健康保険運営協議会委員(略) 市場運営協議会委員	日額 9,100 円		地域審議会委員～国民健康保険運営協議会委員(略) 市場運営協議会委員 <u>水源地域保全審議会委員</u>	日額 9,100 円	
スポーツ推進委員の項(略)			スポーツ推進委員の項(略)		
投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分(略)			投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分(略)		